

令和4年9月30日

ゴミ処理施設建設敷地造成工事請負契約締結問題議事録

(私的な反訳による速報です。正確には議事録にてお確かめください)

中田清介

小林環境政策部長)

ただいま議題となりました議第84号、ゴミ処理施設建設敷地造成工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。追加議案をご覧ください。本議案は、ゴミ処理施設の建設に必要な敷地造成工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決をお願いするものでございます。契約の目的は、ゴミ処理施設建設敷地造成工事の実施であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は4億9170万円。契約の相手方は大山、新井、特定建設工事共同企業体。代表構成員。高山市上岡本町3丁目410番地大山土木株式会社代表取締役大山顕寿第2構成員高師山市応神町2丁目205番地10株式会社新井組代表取締役新井裕介でございます。

今回の議案の上程の経緯と工事の内容についてお時間をいただきましてご説明を申し上げます。

現施設の老朽化に伴う新しいゴミ処理施設の建設につきましては、建設となった地元の皆様のご理解を得て、令和2年度からゴミ処理施設建設検討委員会を設置し、ご提言をいただきました後、基本計画を策定しました。令和3年度にはゴミ処理施設建設事業者選定委員会を設置し、基本設計に即した仕様書を作成後、本年5月16日に入札公告を行い、プラント本体工事を行う事業者の選定を現在進めております。新施設の建設に際し、地元の皆様とのお約束で老朽化した現施設の稼働期限を令和8年3月としていることから、全体工程に余裕がなく、できるだけ工期の短縮を図ることが必要となっております。ここで、一般的にゴミ処理施設の建設においては、敷地造成工事をプラント工事の付帯工事として一括発注することが行われますが、今回はプラント工事の着手前に敷地を整備する、しておくことを目的として、土木工事を主とする造成工事を先行分離発注することとしました。これまで設計や測量の委託業務など、市のゴミ処理施設建設に要した事業は、環境省の所管する循環型社会推進交付金および二酸化炭素排出抑制対策、事業費等交付金の事業採択を得て、補助要綱に即して実施したものについては、環境省の補助金を財源としております。本年1月には、市から環境省本庁に直接出向き、担当係長と担当者とは今後の工事の発注方法などの協議を行い、環境省の補助金をいただくために、環境省の補助要綱に即して進めることのご理解を得ました。このときの出張では、こちらから造成工事の分離発注のご説明申し上げたところ、環境省の経費率が低いこと、そのことで受注業者が少ないこと、および、毎年のように諸経費の算定違いによる会計検査院の指摘を受け

ていることなどのお話をいただき、工事発注時から環境省の経費率を採用することが適正な補助事業の執行であることの承認を得たと考えております。その後、本年6月27日に今回の敷地造成工事について、予定価格を公表した上で、地元建設事業者による共同企業体を対象とする1回目の入札公告を行ったところ、五つの共同企業体から参加申請がありましたが、8月2日の入札締め切りまでに応札がなく、不調となりました。このときの予定価格は税込4億790万8600円としておりました。第1回目の入札が不調に終わった後、参加申請していただいた共同企業体に聞き取りを実施したところ、自社の積算価格と予定価格に差があり、応札できなかったとの回答をいただき、その原因が環境省の基準による諸経費を採用していることにあると判断をいたしました。諸経費とは、工事に要する労務費、資材費、資材費などの直接工事費にそれぞれの経費率を乗じて算出することまたは積み上げによる算出を行う共通仮設費、現場管理費、一般管理費となりますが、工事の種類や所管する省庁などによってそれぞれの経費比率は異なっています。入札の不調の2日後の8月4日には市から再び環境省に出向きまして、今後の対応について協議を行ったところ、プラント工事と分離した造成工事については、補助対象外の工事を多く含むことから、市の判断で経費率を変更して発注し、補助金申請については、補助対象範囲を協議の上、環境省の補助要綱に則した申請をすることをお認めいただきました。そこで2回目の入札では、直接工事費はこの単価を8月の単価に入れ替えるのみとして、経費率を国土交通省の基準に変更し、再度8月8日に入札公告を行いました。このときの予定価格は税込5億1223万4800円としておりました。結果、1回目と同様の五つの共同企業体から入札参加申請いただき、締め切り日である9月14日までに全ての参加企業体から入札があり、9月20日に議案にあります共同企業体と仮契約を締結しております。予算措置につきましては、本年3月議会において総額約153億の予算をお認めいただき、そのうち造成工事後、5億7000万円を想定しておりましたので、議決の予算で対応させていただきます。

当初、本議案を9月議会初日に一括上程する予定としておりましたが、このような経緯を経て最終日の上程となり、議員各位に対しましては、十分な議案審査の時間がなく、本日審議をしていただくことになりましたことについて、深くお詫びを申し上げます。次に工事の内容につきましては、2ページの資料をご覧ください。図面で、緑色の着色部がゴミ処理施設を建設する敷地となります。手前側の地山を掘削して奥側の窪んだ場所に盛り土を行い、縦87m、横106mの平らな敷地を造成して、後のプラント工事において、工場と管理棟、搬入路、駐車場などを施工します。資源リサイクルセンターのゴミ処理業務を継続しながら工事を実施するため、手前左側のオレンジ色の着色部である工事用道路を建設し、資材の搬入や工事車両の出入りに利用します。また、図面の上部ですが、赤色の

着色部は、今回の造成および将来の埋立処分地の公園化による雨水調整量の増加に伴う調整池の拡大を行います。最後に黒色の着色部ですが、現況において、山林への侵入などに利用される軽自動車を通る程度の道路がありますが、今後とも施設管理に利用するため、この道路付け替え道路として復旧をいたします。工期は令和6年9月末までとしておりますが、敷地造成部については先行して工事を行っていただくように仕様書で明記しております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水門議長)

説明は終わりました。ただいま説明のありました本案についてご質疑ありませんか。

松林議員) 結果論だと思っておりますが、今まで平成11年にも同様な環境的な工事が行われてきたということもお聞きしましたが、その時には環境省の経費率を使われたと。その時落札された業者の方は大変辛辣な思いもあったでしょうけども、高山市のために落札していただいたと思っております。それで、この原因ですがこんなことがはっきり申し上げて、担当部局におきまして、環境省の経費が安い。当然ご存知だったはずですが、それは今現在、高山市における、岐阜県、あるいは国を相手にされた事業の中での積算基準の経費率の半分です。こんなことはもちろんわかった上で実施された。そして、再調査、再依頼をしまして、基本的にはシステムの部分のうちでは環境省の経費を使った上、経費率で補助申請をなさいます。そういう結果を得たと言われますけども、そんなことは、はっきり言って今更の話だと思っております。もっと最初からそのようなことはしっかりと把握すべきだと思っております。それで一つ、最終的に質問ですが、いわゆるこういった場合、契約部におかれましては、どういうふうにしていくのか。今いろんな事業工事促進等やっておりますが、予定価格は、公表される様になりまして、大変いいことだと思っておりますけど。この積算をした根拠、というものも、あらかじめ予定確認、告示のときに、例えば岐阜県土木、国交省、そういう基準においては、お知らせすべきじゃないかと思っておりますが、今後につきまして、結果が落札されてよかったんですけども、今後の対象方法としてどうお考えなのか、お伺いします。

水門議長)

あの、ただいまのゴミ処理施設のところはわかったけど今後どういうふうにしていくのかということです。ちょっと議題外質疑ですが、答弁、できますでしょうか。

平野財務部長) はい。契約担当部局からお答えさせていただきます。業者への積算の依頼につきましては、なるべくわかりやすく仕様書を作成するということには心がけているところでございます。今回の事案につきましては、なかなか

その環境省なのか、今の建設省の経費率なのかというところが、わかりにくいというようなどころがありまして、業者の方も呼ばれたという様なことがあったようでございますが、今後はなるべくわかりやすく、その辺りは発表していきたいというふうに考えております。

松林議員) はい、ありがとうございますどうかせつかく予定価格も公表されるようになりまして、県土木と合わせた形で、事業者の皆様取り組んでおみえです。契約というものがありますので、今後ともわかりやすい契約内容としていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

水門議長) 次に、岩垣議員

岩垣議員)

一点だけっていうか、このことに関して決して反対するものではありませんけれど、あの現実に1回目の入札が不調に終わったということ、このことについて、ちょっと二、三伺いたいと思います。

先ほど、1回目の予定額が、4億700万というようなお話がございましたけど、環境省の基準で単価設定をされたということでありましたが、この金額で、入札予定額を積算をして、事業者の皆さんがこれで応札がされるという確固たる自信といいますか、そういうものはどういったところでお持ちになられていたんでしょうか。

水門議長) 小林環境政策部長。

小林環境政策部長) はい。1回目の入札のことでございますが、私共先ほど説明をさせていただいたように、環境省の補助事業の基準ルールのもとで、このゴミ処理場建設を行っております。先ほど説明しましたように、造成工事が多くはプラント本体の工事に付帯工事としてやられることも多いというふうに環境省等のお話で聞いております。その際は環境省の諸経費率を通常使うということになります。今回につきましても本年1月に直接私ども環境省の方に行きまして、私共分離発注というようなご説明をさせていただいたところ、そういった環境省の経費の低さだとか、なかなか受注業者が少ないというような現状も伺いながらですね、その補助金の適正なルールのもとで、を行い補助金をしっかり適正にいただくというような目的のもとで、環境省のルールで基づいてやらしてもらいました。正直言って、経費率が多少低いという認識もございましたが、環境省のルールで、それは今、品確法だとかそういったものの下で現状やられているものでありますので、そのルールに沿ってやらせていただいたものでございますので、現場の対応については極力、あの現場管理費についてできるだけ施設の方で協力してやっていただくように考えて、入札を行ったつもりでございます。

水門議長) 岩垣議員。

岩垣議員) お話はわからないわけではないんですけど、基本的に補助の対象の事業であるので、現実には、本体の建屋の関連する工事でなければ、補助の対象にはならないという、環境省のそもそもの考え方だと思います。それに付帯するのは、補助の対象には、ならないっていうことは、初めからわかっていたわけではないんですか。

水門議長) 小林環境政策部長

小林環境政策部長) はい。造成工事におきましても、焼却棟というか、工場棟の関わる部分については補助対象というふうに認識をしておりました。そういった形のご説明を申し上げて、今回、環境省の基準でやるっていうことの打ち合わせを1月にして参りまして、今回の1回目の発注をさせていただきました。2回目にはいろいろ現状のご報告をしてですね、補助対象外が今回の造成工事、あると多いということで、その場合、自主的な、あの経費率の採用についてお認めをいただいたという現状でございます。やっぱり環境省さんにおかれまして1月にですね会計検査で違う国交省の経費を使って工事を出してそのまま補助申請をしていたというような事例もご紹介いただいたもんですから、注意して補助執行事業執行をやってくださいというお話をいただいたもんですから、その後アドバイスに基づいて、やらせていただいたところでございます。

水門議長) 岩垣議員。

岩垣議員) はい。役所としては非常にいろんな捉え方があの岐路になってるなってことはよくわかります。ただ、事業者の立場から、物を見たときに、環境省の単価の低い工事を基準で工事をした場合に、現実には工事単価ってというか工事コストが下がるわけではないわけですから、その辺は当初から積算のときに十分に積算の上でにさせていただく必要があるなということ、あの感じます。それとあの、1回目不調に終わった後に、事業者の皆さんからご意見いただいておりますけど、どんなご意見をいただいたわけですか。

水門議長) 小林環境政策部長

小林環境政策部長) はい。今回環境省の補助要綱に基づき、やらせていただいたわけですが、1回目の入札の不調の後、建設業協会等の代表の皆様からお話をいただく機会がございました。その時申された内容につきましてはですね、やっぱり品確法ができて、工事の品質確保だとか安全確保が必要であるというようなご意見、あとはやはり建設業界の若手の担い手を育成する必要があると。もちろんあの会社を運営するための適正な利益の確保と、また除雪や災害のときにやっぱり人員だとか資材を確保する必要もあるので、やっぱり高山の特殊性だとかもありますし、やはり災害除雪そういったときに市と助け合っ、やるための会社の運営というようなことが必要であるというようなことで、適正な経費率等の考慮について、ご助言というからお話をいただきました。

水門議長) 岩垣議員

岩垣議員) 事業者の皆さんの言われることが、筋だと思います。高山市の公契約条例を制定して、市の責務を、今部長申されたこと全て網羅されているわけですから、その辺はやっぱり高山市の責任として、条例に基づいて確実に適正な予定価格を積算をして入札すべきじゃなかったかなというふうに思いますけど、どう思われますか。

水門議長) 西倉副市長。

西倉副市長) ただいまの質問につきましてですね、結果としては本当に適正な、公契約条例でも適正な価格で発注し、さらに適正な発注の仕方をするようにという規定がございます。そういった意味で、最終的に今回再度お諮りしたのが本当に適正だったのかなというふうに認識しております。ただ、これまでお話をさせていただいたように、基本的にあの予算の執行においても、きちんとした環境省の補助事業ということで発注させてもらうつもりでございましたし、今回の造成工事についても 8000 万近くの補助金をしっかりと協議しながら、獲得して発注させていただく予定でございました。その中でやっぱり環境省の基準に沿った発注の仕方をせざるを得ないという認識で発注させてもらったものでございます。その後工事を施工しないわけにはいかないという状況の中ではっきり言って途中においては、補助金も諦めてでも予定価格を上げてですね地元業者の方に発注すべきではないかというような内部での意見も協議させていただきました。私どもとしましても、それを選択する前に、いくつかの手順があるのではないかとということで、国とも協議をさせてもらう中で、今回こういった今回に限りなのか、基本的には同じ工事をするにあたって国交省の基準と環境省の基準で額が違ってくるということが本当に、いかがなものなかっていうのは本心ではございますが、そうしたところは今後の課題としましてですね、今回まずは事業発注するにおいて再度、期間も限られておることですので、こういった場で計上させていただきました。今後、公契約条例に基づいたしっかりとした対応は取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

水門議長) 次に倉田議員

倉田議員) はい今お聞きしました部分ですけ、私からもこの背景と経緯について少しお伺いをしたいと思います。8月2日に1回目の入札締め切りでその時に応札がなくて不調であったと。その翌日8月3日に入札参加資格審査通過の事業者の方々あるいは業界の方々に聞き取りをされたということで、聞き取りという聞こえがいいんですが、実際はあまりにひどいこの事前公表の予定価格であることに対しての国島前市長への直談判であったというようなことも聞いております。そのまた次の日ですね、8月4日に市は環境省の方へ出向かれていかれて次の確認をしてお見えになった。その後、6日金曜日ですけれども、土日

を挟んで次の8月8日に新たな予定価格での再公告で、その1回目との格差が先ほど言われたように1億円以上の差が増加率としたら25.57%というものすごい増加率。これはもうはっきり言ってこの入札の状況は異常だと言わざるを得ないと私は思います。で、平成29年に市が自ら策定された先ほどからお話になってます高山市公契約条例では、基本理念として地域経済および地域社会の健全な発展への配慮、そして市の責務として、経済社会情勢の変化および市場における労務その他の取引価格を考慮した積算に基づき、適正な予定価格を定めること。もう一つ公契約の締結にあたっては、契約の性質および目的を踏まえた適正な入札方法等を採用する。この条例を遵守するお気持ちが本当に市にあったのかという論点でちょっとお聞きをするんですけども、先ほどからお話が出ております、環境省の基準ですけれども、この補助対象範囲がその2回目で起き確認された通り、プラントおよび建屋であるということを2回目で確認されてます。ただ、これはホームページでも確認できる話。ということらしいです大体が。その気になれば、そのことは調べられて、第1回目の環境省に出向きの中で、確認をすべき話だったのではないかというふうに思います。せつかくその地元業者に落としてもらえるか心配だったっていうそこまで気持ちをお持ちだったんですけども、本当にその落札を心配されたのなら、やっぱり聞き方の確認の仕方として環境省の確認の仕方としては、当然そういう予備知識を持ちながらこれは補助対象事業なのか補助対象外事業なのか、補助対象外事業の環境省の基準がなければならんのかという、そういう確認の仕方に私はなるんだろうというふうに思います。仮にその金額で言う、言ったら優越的地位を業者さんがその付度をされてですね、受けられたとしても、その後の、その方々がどういった苦悩を背負われるのかっていうようなことを、想像をされなかったのかなっていうことを、私はちょっとお聞きをしたいと思うんです。そういったその確認作業において、大きく配慮が欠けていたというふうに私はちょっと考えますけども、それについてはいかがですか。

水門議長） 小林環境政策部長

小林環境政策部長） はい。詳しくというか説明をさせていただきます。

補助事業の執行だとか、その中身については、私共も理解をして、この事業を進めてまいっております。先ほど補助対象外か、補助対象でないかというような区分が8月にわかったのではないかというようにお話をいただいたんですけど。これは元々そういった認識はございまして、遡って言いますと測量だとか設計をやっている部分において、こういった調整池だとか付け替え道路だとかも補助対象外という認識がありましたので、設計費に係る補助金の申請からもそれは抜いております。また1月に出向いたときにでもですね、土木工事で環境省の工事と中身が違うというようなこと、また、補助対象になるのはこの緑の部分

の一部であることの認識を持って打ち合わせをさせていただいたので、そういった認識がなかったのではないかということについて、そういう認識でもって進めてまいりましたし、この今回の補助、工事につきましての補助対象額を先ほど副市長 8000 万と言いましたが、8000 万から 1 億、1 億 5000 ぐらい。予算では 1 億 5000 というような、5 億 7000 のうち 1 億 5000 というような補助対象の 3 分の 1 になるんですけど、補助国庫補助金を予定しておりますそれは、やっぱり補助対象と、補助対象外をきちんと区別した上での予算計上させていただいておりますので、そういったことを認識をして環境省とお話を進めさせていただきました。

水門議長） 倉田議員

倉田議員） 認識をされていたと思いますよ。だからこそ分離して、補助対象外かそうでないかと、だからこそ分離で発注されるわけであって、だからそれをわかっておられたのなら、その補助対象外の工事まで、環境省の基準でなくてはならんのかというその確認を 1 回目の環境省への出向きで、主張でされるべきでなかったのはその辺の配慮が欠けていなかったのではないかという先ほどの質問でした。その質問回数が決められてますので次行きますけども、それまたお答えください。あの、平成 17 年完成の先ほど言われました資源リサイクルセンターのあの松林委員ですかね。埋立処分地工事は環境省の基準で地元で発注された。今回もそれで良いと考えられたということですけども、それもそもそも工事自体が補助対象であるかないかということでしたらそれは補助対象内であるし、今回の場合は補助対象外であるということで、これを一つの理由には私はならないんだというふうに思ってますし、その最近のその他の発注団体の発注工事でも環境省基準だし、それを採用しなかった交付申請を違反だったというような会計検査があるということも言ってお見えになりますけども、これみんな全て補助範囲内の事業のことです。そして、こういう理由づけがですね、理屈づけが、その市のやり方を正当化する根拠になりうるのかという提案をちょっと聞きたい。その後、平成 30 年の公契約条例にのっとって適正な入札方法の採用を考えるべきであって、（市が進んで制定されたその条例の 12 年も前の工事を引き合いに出すことがどうなのかなというふうに思います。様々な問題点があったから、30 年に公契約条例を作られたんだというふうに思っていますけども、だからその 30 年の公契約条例の精神に従っていろいろと考えていくべき検討すべきことであつたのではないかなと思います。その点についてはいかがですか。

水門議長） 小林環境政策部長

小林環境政策部長） はい、すいません先ほどのあの件ちょっとこだわるようですが、私も実は 26 年に資源リサイクルセンターに居るときに、豪雨で埋め立て第

2次埋め立て処分地が災害に遭った時にですね、環境省の災害復旧工事で災害査定を受けた時に、実はその発注は国交省・補助申請は環境省ということをやっております。ですので、そういったケースも例に挙げまして1月にはそのお話をさせてもらいました。しかしながら、環境省の方は、その補助申請補助要綱にのっとってやってくださいというお話をいただいたっていうことをちょっといわしてもらいましたが、お話をさせていただいて、また先ほど第2埋め立て処分場17年完成のことについて、(議会側との)勉強会でお話をさせていた資料のそういった環境省の基準を使った理由の一つではございますが、おっしゃるようにその当時、品確法だとかの他の公契約条例の制定前ということで先ほどお話をさせていただいたようにこういった大きな事業、地元の業者さんに元々お願いしたいという考えのもとできましたものですから、やはりそういった環境省の基準はありましたが、やはり先ほど申しましたように品質確保、品格法上の安全、品質管理、また若手の担い手業界のまた育成保護等の判定も必要であったのかなというふうに考えております。またそういったことをしっかりこれからの積算のときには考慮しながらやりたいというふうな考え方をっております。

水門議長) 倉田議員。

倉田議員) はい。補助対象外の工事であるんだけど、環境省の基準でやらなければならないということまで、1回目のところは確認したと、そう言い張られるわけですね。わかりました。次行きますけど自分はこれを一つの契機として市役所内で本当に適正な入札のあり方や市の体質を1回振り返って見ていただきたいというふうに考えるんですけども、新しい市政の風土を築きたいとおっしゃってみえる田中市長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

水門議長) 田中市長

田中市長) はい。今のこの議会での議論であるとか、あるいは私共の職員のお答えとか、いろいろ聞く中でも、それぞれが適切な対応をしたというふうなことを、いう中であつても結果として、こういった不落になって、もう1回、本当であれば初日、提案して、委員会に付託してするという、そういった手順が取れなかったことは事実であります。このことで私は職員を責めるつもりもございませんし、ましては議員の皆様のおっしゃることもよくわかりますし、選挙期間中においても、この案件のみならず、不落になった他の事例もあるということをお伺いしますので、改めて、今の公契約条例に沿った内容でしっかりと契約をすることにつきましても、もう1回徹底をさせていただいて、公契約条例のその中にあります先ほどご紹介いただいた、地域経済の発展であるとか、産業の発展であるとかそういったことも含めた中でもですね、あの契約にさせていたということ、私改めて感じておりますので、それはここでもう1回私の口から申し上げさせていただきます。

水門議長) 倉田議員。

倉田議員) はい。言われる通り職員さん私も責めるつもりはありませんけれども、いわゆる公契約条例にあるような、あの、適正な精神にのっとったやり方あるいは、あの今回の場合入札方法があって本当にそれが適切だったのかというようなことの確認とか、配慮というのにやはり欠けていたのかなということは思わせていただいておりますので、そんなところ、今後もう少しやっぱり庁内でも議論していただくべきかなということを思います。以上です。

水門議長) 他にご審・・谷村議員、

谷村議員) それでは今ほどの質疑の答弁のやりとりを聞かせていただいて、少しもう一つじっくりこないところありますので、ご質疑をさせていただきます。先ほど来からありますけども、今回の入札制度は予定価格を事前公表制でやるということでありまして、これは令和3年10月1日から施行され今年7月にも、入札要件を、8,000万以上の工事価格をもっと切り下げて、ほとんどが事前公表制でやるということであったと思いますけども、少し事前公表の目的に理事者側から書かれている中に、一層の透明性・客観性の確保および公正を害するような不適切な行為の防止、ということを実行公表の目的とされておられるわけで、この視点から言うとですね、先ほど来諸経費の算定において、使用書等で迷われるようなものを出してしまったという財政部長の答弁でありましたけども、迷われるようなものを、入札公告の資料として出すこと自体が、この透明性の目的ですね、これには到底合致してない。具体的に言うと、使用書には国交省の公園工事って書いてある。それが実際の蓋を開けたら関係者の経費、誰もそんなことはわかりませんよ。

そういった視点から、この事前公表の目的に合った行為を入札公告としてやられたのか、意識はあられる(の)かをお伺いします。

水門議長) 小林政策環境政策部長

小林政策環境政策部長) はい。公園工事というような記載で積算の内容についてのお話もありますので、私の方から少しお答えをさせていただきます。

積算の場合、高山市の中では同じシステムを使っておりまして、農業土木とあと普通の土木とあとその他の工事も積算システムを使っております。その時に工事、主たる工種ということで公園工事というのをに入れて積算システムを動かすようになっている。そういったシステムを入れないとちょっと積算を動かさないということがありまして、あの経費については、共通仮設費を公園工事というふうな指定をして、やっておりますが、実際の経費率は別計算で個別入力をしておるといような積算の内容でございます。そこが仕様書にも公園工事という文字が出ておりましたものですから、国交省でやっているのか環境省でやっているのかという経費率を使っているのかということが若干不明確な部分があ

ったと思います。そこは反省をしております。

結果として、(入札業者側から) ご質問をいただきまして、環境省の方の基準でやらせていただいておりますということをお答えをさせていただいて、積算の共有というか、やり方の共有をさせていただいたところでございます。そういったことで、今おっしゃられたような適正なあの入札の手続き等は、これ今後もしっかり注意して誤解を招かないようにやりたい、やってやらせていただきたいというふうに考えております。

水門議長) 谷村議員

谷村議員) はい。やはり、積算システムを使うとそうなるんだということがありますけども、そんなことは特記仕様書に書けばいいんですよ。その特記仕様書にも、特別な経費を使っていると書きもせず、事前公表の目的は到底達成されたというふうに私は理解はしていません。今でも、だから、様々な答弁されますけども、やはり謙虚に、間違いでしたというふうにお認めになることが、非常に重要だと思うし、先ほど市長も申し上げられましたけど、新しい市政運営の風土の中で、しっかりした執行やられることも期待しています。

次に最後になりますけども、1 回目の入札公告の中の、最後その他の事項に工事の出来方について書いてあったと思います。1 回目は令和 4 年度の出来方は 25%以上とするというくだりでありました。ところが 2 回目になったら、令和 4 年度の出来型は 22%以上。並びに令和 5 年度の出来方は 60%以上。いうことで、2 回目になったら、請負金額の増加、結果的には予定価格も 1 億 2000 万近く増額されている中で、出来型の要求が 2 年度にわたってという条件がさらに付加された。これはおかしいんじゃないですか。初めから出来型の年度割りなんてのは、初めのままにしておくべきで、2 回目になったら、さらに条件を付加する、こういう入札公告、情報の透明性というところから少し疑問を抱いて今でもおるわけですけども、その辺なぜこうしなきゃならなかったのかまずお伺いします。

水門議長) 小林環境政策部長

小林環境政策部長) はい今の出来高のパーセンテージにつきましてははですね、今ちょっとここに手元に資料がないんですけども、これ、環境省との補助金の年度割の計算のことがかかっているんじゃないかなというふうに考えております。1 回目の入札 4 億円、2 回目 5 億ということで出来高の%が、元額が上がった分だけ補助金の申請に合わせて%を合わせたものじゃないかなというふうに考えております。また、年度割り等の計画の確定に応じてということと、あとまた後に先ほど説明をしました後にプラント工事との関連もありますので、若干入札が遅れましたが、工事のスケジュールを見直す中で、パーセンテージを書き加えたというふうに考えております。

水門議長) 谷村議員

谷村議員) はい。今の答弁でかもしれないっていうのはそんな不正確な答弁は少しいけないと思うので、正確な答弁をまず待っています。もう一度言わせていただきますけども、今の(仮契約金額)4億9170万円に25%以上ということにかけてみると、入札公告1回目の予定価格4億790万よりも、こなさなければならぬにやはり上がってしまいます。これはもう先ほど来品質確保や、業者さんの労働環境の確保、あるいは週休二日制の確保等々考えたときとともに、高山市特有の、これから冬になって伐採からやらないかん。というような状況において、少なからず少し柔軟な出来高の対応を契約として認めるべきだと私は思うわけですけども、いかがですか。

水門議長) 西倉副市長。

西倉副市長) ただいまの質問のあの出来型のですね、1回目と2回目が変わった内容について改めてきちんとお答えさせていただきたいと思います。併せて実質的に工期が短くなったのは事実でございます。今後の工事の進捗状況に合わせてですね、私どもできる限りの状況の報告を受けて、また協議を真摯に受けさせてもらいたいと思いますのでお願いいたします。何点かご質問を今いただいたものについてなんですが、基本的にやっぱり私どもが国ときちんと詰めをしなかった、あの、どちらが悪いとか説明が不足やとかっていうことを別にしてですね、それによって、多くの皆様にもご迷惑をおかけしましたし、こういったような事態になったということについては本当にお詫びを申し上げます。今後公契約条例に基づいた、透明性のある発注また適正な必要な適正な価格の設定ですとか、そういったものはしっかりと肝に銘じて取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

水門議長) 小林環境政策部長

小林環境政策部長) 失礼しました先ほどの答弁の補足をさせていただきます。当初出来高、最初の年25%としておりましたところ2回目で22%としたというところですが、実は継続費のお認めいただいた予算の中で3ヶ年の継続費の割り振りの中で、今の請負額が上がったことで、率が22に下がって25が22というふうに下がったということでその予算、継続費の予算割に合わせた形で出来高を算定して変わっているというところでございます。

水門議長) 田中市長。

田中市長) 私がちょっと一言申し上げたいんですけども、これまでの行政運営として私も常々感じていたことなんですが、私どもが行います行政について、常に正しいということは、ま当然それを目指してまいりますけども、今回の事例のような場合であるとか、あるいは、今回議案提出した中においても、当初の対応がやはり少し不十分だったというような事態は、今後も起こりうるということは

想定はしております。

ただそういった中においても、頑なにあのそれが正当だったというような姿勢ではなくて、しっかりと例えば議員の皆様、あるいは市民の皆様からご指摘いただきましたことにつきましては、反省すべき点はしっかりと反省して、その後、よりよい市政を運営していく、そちらの活力にしていくような姿勢をしてまいりたいというふうに考えておりますので、今回の議第84号につきましても、そういった姿勢を私の方から示させていただくということで、皆様にご理解いただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

水門議長） 谷村議員

谷村議員） 先ほどの小林部長からの答弁の中でちょっと答弁漏れがあると思えますけども、令和5年度の出来型を60%以上とした理由についても説明いただけますか。

水門議長） 小林環境政策部長

小林環境政策部長） 失礼しました。同じく予算の継続費の年度割に合わせて60%以上をお示しさせていただいたものでございます。

水門議長） 谷村議員最後になります。

谷村議員） はいわかりました。先ほどありますけども、年度当初の予算の継続費の割付については、我々も議決をさせていただいたわけでありまして、そこで先ほどから環境省という言葉がよく出てきますけれども、補助をいただく相手方の補助を守るために、結果的に請負者側が予期せぬこういった事象にもある中で、やり抜こうと思ったときに、今市長の方からも、副市長の方からも答弁ありましたけども、ぜひともやれる対応はしっかりと協議を重ねてもらう必要が、いずれにしてもあるなということを思っています。さらに加えますと、敷地造成と本体工事の分離ということでもありますけども、最近の高山市と同じような動きを読み取るところで、私は兵庫県西脇市と隣の多可町が行政事務組合ということで同じようなことを9月2日に入札公告9月29日に入札ということで敷地造成工事を先行して分離にされております。その仕様書を少し俯瞰するともう初めから全部国交省の基準のようなどころを見たり、その補助も対象としていないのか、その辺の裁量はわかりませんが、他の自治体の事例を見たりすると、先ほど市長も申されたように、高山市のそうした姿勢が必ずしも正しいというところばかりではないということも、他の自治体の事例から少し俯瞰してみると痛切に感じるということをお伝えして終わらせていただきます。

水門議長） 他にご質疑はございませんか。中田議員。

中田議員） いろいろ聞かせていただきました。市長からも、副市長からも、こういったことはあることは想定しながら、今後も行政運営やっていきたいというようなことですが、結局は、市民が納得可能な説得力に欠ける答弁を最後までし

ようとしている。その辺のところは先ほども出ましたけど、謝るべきところは謝る。そして市の発注の体制の中で、最終的にどこが足りなかった。平野部長の方は全部、現課からのやつを鵜呑みにして発注してしまうのか、その辺のことだけちょっと聞かせてください。

水門議長） 平野財政部長。

平野財政部長） はい。今回の案件についてご説明申し上げますと今回の案件は当然金額も大きいということで、契約審査委員会の中にもかかった案件でございます。その中で本当にこの金額で発注していいのかというような議論であるとか、工期が大丈夫かとか例えばその公告後の業者のJVの申し込み状況がどうであるかというようなことは、随時確認をさせていただいておったところです。その中では、あの言い訳と言われてしまうとあれですけども、私どもが把握している中では環境省のアドバイスもありこれが適切だという判断で、その時は進めておったということでございます。結果として、私どもの思いがやっぱり業者の方とずれておるといことが判明いたしましたので、そこは早急に直させていただいて、改めて2回目の入札に向けた動きを開始させていただいたようなところです。こういった大きな案件には、特に契約審査委員会にもかかりますので、関係部長とも協議をしながら、しっかり適切な契約になっているかどうか入札になっているかどうかということは、確認させていただいておるつもりですし、今回の事案も含めましてしっかり振り返りをさせていただいて、今後このようなことがないように取り組ませていただきたいと思います。

水門議長） 中田議員。

中田議員） そのところが大事だと思います。こういった案件。再契約ができたから良かった。しかしながら、どこに原因があって、どうどういう対応をこれからするかってことはやっぱり市民にわからないとまた続いていくんだらう。だから、責任体制のありかた（とその）所在ということは、句読点を打つ議論の句読点を打つためにも、市長どこにどういう齟齬があったか明らかにさせていただいて、その部署に責任をやっぱり取っていただくという、そういう体制をこれからもか確立していただかないと、ずるずるといことは、こういう問題もあとひきますから、しっかりやってもらいたいというふうに思います。いかがでしょうか。

水門議長） 田中市長

田中市長） 当然案件の意味にもよりますので、一つ一つをしっかりと慎重に判断させていただいて、今回の事案については明らかに、このような結果になるところもございますので、これまでの業者の皆様のお声であるとか、議員の皆さんからご指摘いただいたこと等は、しっかりと検証させていただいて、今後の同様な案件についての発注についてはしっかりとやらせていただくという事はあの明言させていただきます。

水門議長) 他にご質疑はございませんか。ご質疑は尽きたようでありますから以上をもって質疑を終結します。

本件について、議員間討議の申し出はありませんか。中田議員。

中田議員) 議員間討議をぜひしていただきたいと思います。これは今いろいろな追及はありましたけれども、行政執行に関わる一つの大事な句読点になる問題であり、それから、情報の共有というところをどこまでどういう形で議会と市民と行政とは行っていくべきか、この辺のところをやっぱり確認した上で、結果として認めないなんてことは言いません。議員間の認識を新たにしたいというふうに思います。

水門議長) もう一度すいません論点の整理をさせていただきますが、どの辺の部分で議員間討議としてすべきでしょうか。

中田議員) 情報の共有です。突然出された契約行為において、足りなかったところがあった。1億円は超える入札金額の是正が第2回になされるなんてこと自体がおかしいことなんで、もう少し配慮に長けた(欠けたと発言している)行政運営をすべきです。そのためにはやっぱりどこまで我々が情報を共有して、委員会制度はあるんですから、今回だって、急遽こういう立場になれば、質問の制限がかかるわけですよ。だから、我々も議会議員としての議会としての責務を全うできない事態に陥ったってことは重大な問題だと。

水門議長) はい。それでは、議員間討議を行いたいと思います。議員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。ただいま申し出のありました論点「情報の共有」という点で今回不適切であったんじゃないかというような提案もございます。皆様のご意見をいただきたいと思います。

倉田議員) 情報の共有という点で不十分な点はあったと思いますし、公金を扱われるんですから、何て言うのかな、あの、民間の方々にしっかりとたがをかけるっていう責務を当然、行政の方にはあることはもうもちろんの話で、それも大切なことなんですけど、その中でのバランス感覚っていうのが、私とっても大事だというふうに思ってます。で、その辺のところ結局公契約条例の中にしっかりとうたわれてあると思うので、その辺のところをもう一度市役所の中で確認のためにも、いろいろ議論をしていただきたいなということを、私は議会からも申し添えて、もちろんはっきりそういうことも言われましたが、反省もされてみますが、議会からもそういうことを一つ付与するべきではないのかなというふうに私は思っています。

水門議長) 上島議員

上島議員) 私もこういう建設関係があんまり詳しくはないんですけど、実はやはりこの情報の共有という点については、本当に十分私達議員一人一人が検討してこの場に立てたかどうかということはずごく私は、疑問であり不安です。情

報の共有という点では不十分だったということと、そしてこの場ですと質問が5回しかできないという制約がありますので、契約の大金もありますけれども、本当に業者の皆さんが安心して市を信頼して入札に応じきれるかどうかという点では、きちんとした議論がされるべき場所が必要だというふうに考えましたので、この場でのやっぱり突然の提案というのについては、議員としては責任が持てるかどうかということの信憑性もありますので、こういうやり方については私は今後検討が要るんじゃないかというふうにも考えます。以上です。

水門議長) 他の議員の・・・岩垣委員。

岩垣委員) 今論点になっておりますけど、当然、市長・副市長も公契約条例に則した形を今後もとっていただくということを明言されたので、その辺は追ってお願いしたいなというふうに思いますし、あの情報の共有ということになれば、議会に対してももちろんなんですが、その前提としてやっぱり事業者の皆さんや市民の皆さんとしっかりとそのコンタクトを共有しながらそこが一番だと思いますので、その後に議会だと思いますから、そこで問題が発生しなければ議会に問題出てこないと思いますので、その辺を十分に注意をしていただきたいということだけお願いしたいと思います。

水門議長) 他にございませんか。橋本議員。

橋本議員) 今回の件につきましては、もう皆さん5名の方のご意見等でもう状況がわかって、いただいているんじゃないかと思っておりますけども、要は理事者側とですね、議会との対応の仕方、全てが同じ情報を共有するということを使うわけではないんですが、必要な部分についてはやはり担当者から、それと担当の常任委員長という窓口がしっかりとあるもんですから、これらについての今後の情報共有、ある意味ではご相談をかけるとか、対峙する部分についてはしっかりと対峙できるような、そういう話し合いがやはり欠けていたというふうに思います。それと併せて今、岩垣議員言われましたように、庁内、行政のこの器の中だけではなしにですね、やはり対外的な、民間の皆さんのお考え、要は業界の話なんですけども、これらのご意見もですね、常に情報収集情報把握して、それをいかに行政の仕事を契約行為に結びつけていくかというのが大事なんじゃないかということを感じさせていただきました。いずれにしても、田中市長しっかりと今後、公契約云々、またいろんなこれから事業は、進めなければいけない状況ですので、将来をぜひですね、ご認識いただいて、事業を進めていただきたいとそのようなことを感じます。今回ゴミ処理だけの話で浮き上がってきておりますけども、各常任委員会の中でですね、この契約行為、それから入札行為、それと設計段階での、いや議会との情報共有の部分少し欠けていて、常任委員会の中で、それぞれの少し問題になったようなことが多々ございました。これらも踏まえてですね、一体契約に関わること、事業に関わることについては、いろいろとまた、問

題なくですね議会の方へご相談いただくと、情報を提供いただき、ご相談をいただくと、それは行政の範囲内はいろいろあると思います。議会も議会の範囲がございませぬ。それらについて、今後ともご理解いただきながら、事業運営、行政運営をしていただければ、いかななものかなと思っております。

水門議長）小井戸議員。

小井戸議員）一連の質疑の中で、今回のこの契約に関する課題というのは明らかになってきたかなと。そのことについてはここにいる皆さんとですね、共有もできたかなというふうに思っております。情報共有というお話でありましたけれども、やはりこういった議論を進める中でですね、先ほどからご発言もありますけれども、こういった関係者との信頼を構築していくかということも大前提になるかというふうに思っておりますのでぜひ今後ですね、そういったことにご留意いただく中で事業を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

水門議長）西本議員。

西本議員）今ほどの質疑の中で、十分この件については、内容が理解されたと思っております。この事業については、新ゴミ処理施設のプラント工事を含めた工程では、令和 8 年度から稼働しなければならないと。これが遅れると市民生活に多大な迷惑がかかります。これは何とか確保しなければならないという事業です。私、今の議論を聞いていいと思っておりますのは、こういった巨大事業、市民生活に関わるこれについては、余裕を持って進めていただくということが非常に大事じゃないかと議会で十分審議をしなければなりません。その理由には、1 回目の入札前の 2 月に環境省に行かれたんですけども、さらにその前から行ったりして、いろんな課程には、いろんなことが起こりうりますので、いろんな課題も問題も起こりますので、そういった余裕も持って、しっかりと事業進めていきたいそれをお願いしたりしたいと思っております。

水門議長）他の議員いかがでしょうか。はい。ご意見は尽きたようでありますので、議員間討議を終了します。

ただいまの、ご意見をまとめますと・「公契約条例に即した適正な対応を行っていただくこと」、また・「民間市民事業者の皆さんとの意見をしっかりと聞くこと」・「必要な情報については、議会側と十分に共有を図ること」というような点でなかったかと思っております。

このようでご異議ございませぬでしょうか。はい。ご異議なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております。本案については委員会の付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めますよって本案については委員会の付託を省略し、直ちに採決を行うことに決しました。

それでは、本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

理事者に申し上げます。

本案の執行に当たっては、先ほどの委員間討議における意見をご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、市民にとって重要なゴミ処理施設の建設でありますから、著大事業であります早期の完成に向けて、公契約条例の理念のもとに適正な工事的期間の決定などにご配慮をお願いしたいと思います。